

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
特定の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 630,000 円 活動 1 日当たり 31,500 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	

上記手数料は消費税が含まれています。

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により求人者との雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度を設けています。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、この制度は適用しません。

また、この制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 27-ユ-300558

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
特定の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 630,000 円 活動 1 日当たり 31,500 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	

上記手数料は消費税が含まれています。

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により求人者との雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度を設けています。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、この制度は適用しません。

また、この制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 27-ユ-300558

パーソルフクトリーパートナーズ株式会社 関東営業所
東京都品川区西五反田 2-27-4 明治安田生命五反田ビル 5 階

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
特定の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 630,000 円 活動 1 日当たり 31,500 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	

上記手数料は消費税が含まれています。

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により求人者との雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度を設けています。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、この制度は適用しません。

また、この制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 27-ユ-300558

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
特定の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 630,000 円 活動 1 日当たり 31,500 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	

上記手数料は消費税が含まれています。

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により求人者との雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度を設けています。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、この制度は適用しません。

また、この制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 27-ユ-300558

パーソルファクトリーパートナーズ株式会社 愛知営業所
愛知県春日井市中央通 1 丁目 90 番地 ウイング春日井 501

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
特定の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 630,000 円 活動 1 日当たり 31,500 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	

上記手数料は消費税が含まれています。

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により求人者との雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度を設けています。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、この制度は適用しません。

また、この制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 27-ユ-300558

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
特定の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 630,000 円 活動 1 日当たり 31,500 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	

上記手数料は消費税が含まれています。

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により求人者との雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度を設けています。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に求人者との雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、この制度は適用しません。

また、この制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 27-ユ-300558